

# 人は等しい!

## 毎月11日は 「人権を確かめあう日」です

人権は、人間が幸せに生きていく権利で、すべての人間が生まれながらに持っている基本的な権利です。差別を許さない、真に自由で平等な社会を実現するためには、一人ひとりが、人権に関する知識を習得するとともに、自分で考え判断し、話し合っ問題解決する技能を培い、これを日常の態度として身に付けることが大切です。

地域、職場、学校、家庭などあらゆる場で、あなたやあなたの周りの人の人権について考え、話し合ってみませんか。

### 毎月11日は「人権を確かめあう日」とは・・・

1989年4月に奈良県市町村同和問題啓発活動推進本部連絡協議会が提唱して始まった活動です。毎月11日に、今一度人権について考え行動しようと呼びかけ、人権意識を高めあおうとするものです。

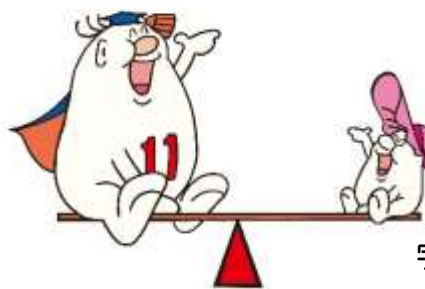
### どうして11日なの・・・

同和对策審議会答申が出された1965年8月11日を記念して、11日を「人権を確かめあう日」としました。

### 「人は等しい」とは・・・

「11」は、「1（ひと）」「1（ひと）」とも読めます。また、横にすると「=（イコール・等しい）」にもなります。ここから「人は等しい」が生まれました。

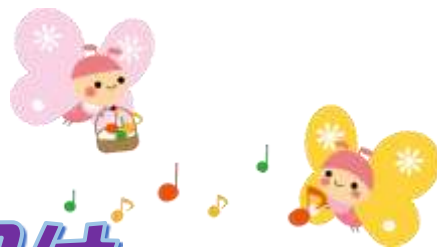
差別をなくし、すべての人がお互いの存在を認め、人権を尊重しあえる社会を作るため、毎月11日は「人権を確かめあう日」とし、今一度人権について考え、誰もがありのまま輝けるまちづくりを進めましょう!



宇陀市人権啓発活動推進本部

※このピラへのご意見・ご感想は

☎0745-82-2147または [jinken@city.udal.jp](mailto:jinken@city.udal.jp)



2023. 4